

子ども・子育て新システムへの意見

子どもがいる生活の相対的価値を上げていくこと、核家族で小さくなってきた子育て家庭を社会的に支援していくこと、これまでの価値観でのみ子育て家庭を捉えないことなどが重要です。子ども・子育て新システムが、当事者である世代や子ども世代が政策決定に充分に関わりスピーディに実行される体制でなくてはならないと考えます。

1. 一時預かりの提供方法 サービス料の水準について

一時預かり事業が多様であることは確かですが、将来的にはすべての子育て世代が遠慮なく活用できるよう個人給付にむけての体制をつくっていくべきだと考えます。これまでもきょうだい児の通院、保護者会、親自身の通院、冠婚葬祭、リフレッシュなど就労以外の目的での需要はあっても受け皿がない、料金が高いことで、多くの子育て家庭があきらめしていました。保育所以外においても質を確保し安心して任せられる一時預かりの体制を整え、確実にサービスの供給を増やすことが求められています。

一時預かりは、子どもにとって親以外の安心できる大人との出会いと位置づけ、核家族化が進む中で母子密着になりがちな子育て家庭に対して、第3者が介入できる機会と捉えるべきです。については、地域事業に応じてニーズ調査を踏まえつつ、子ども・子育て会議でサービスの利用状況等を評価しながらサービス料を確実に増やしていく方向性で検討、サービス料の水準を調整していくことを提案します。合わせて、制度によって異なる利用料金の考え方の整理も必要です。

地域子育て支援拠点における一時預かり利用者の声

- ・一時預かりがなかったら今ごろ煮詰まってしまっている。子供と2人きりでいると、虐待しそうになる時がある。でも託児があるおかげで自分を取りもどす事が出来る。
- ・少しの時間でも母子が離れることで、意識していなかった負担を解消することができるようになった。
- ・いつも通いなれている場所だと子どもも安心して任せられる。
- ・子どもと二人でいる時間が辛く、まだ話せない息子を怒鳴ったり、体も心もコントロールできない時期がありました。スタッフの方に相談し、一時保育を利用しました。初めは子どもがかわいそうという気持ちがこみ上げて自分の時間をゆっくり過ごすことが出来ませんでしたが、何度も預けているうちに子どもと一緒にいるのが辛いという気持ちが和らいでいきました。素直に打ち明けることができて本当に良かったと思います。

2. 地域子育て支援事業

初めて子育てをする家庭にとっては、保育所入所ニーズだけがあるのではありません。子育ての不安や子どもの発達についての相談、産前産後のケア、子育ての仲間づくり、地域情報、生活情報、言葉の問題、経済的問題などあらゆるニーズがある中で、それぞれの子育て家庭のニーズをキャッチし、公的サービスや民間のサービスにつないでいく利用者支援が求められています。なかでも、地域子育て支援拠点事業は、親の就労にかかわらず、すべての子育て家庭のセーフティネットとして、地域の支え合いの根幹としての機能を有し、子ども・子育て新システム施行後はより重要な役割を担うものと考えています。

また、NPOなどの市民が協働して担うことで、行政だけでは担えない柔軟な対応にも力を発揮することができる。

乳幼児の世話を体験したことなく親となるケースが約半数を超え（横浜のニーズ調査）、産前・

産後のケア、訪問支援、地域子育て支援へのつなぎなど、連続した家庭支援、利用者支援が求められています。

1) 人員配置について

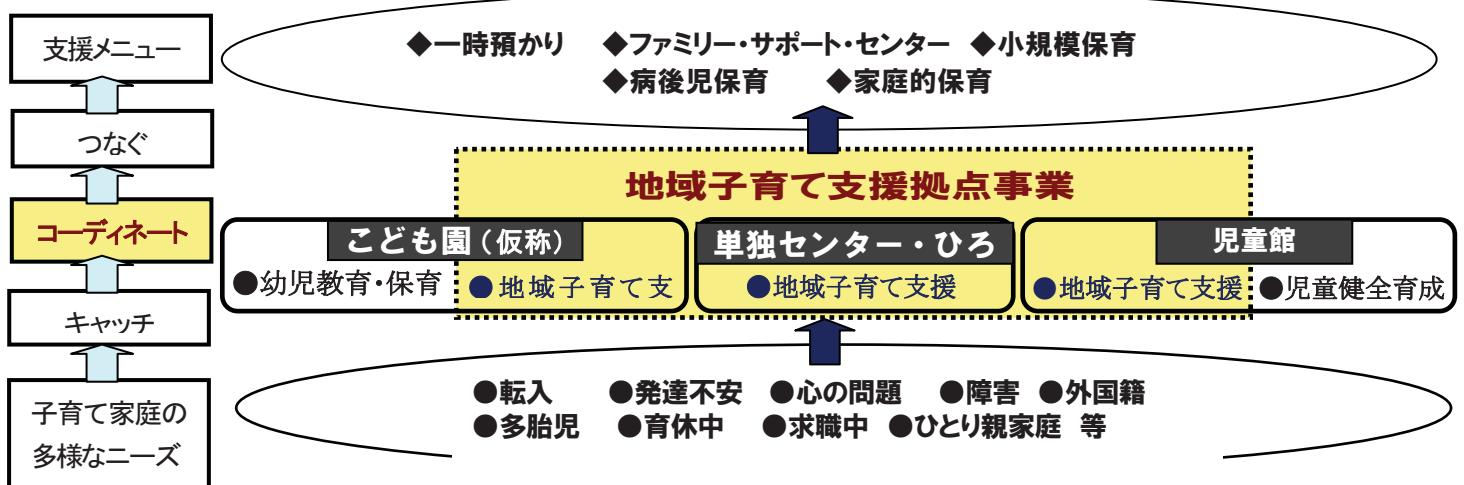
現状、地域子育て支援拠点事業の人員配置は、ひろば型2名、センター型2名、児童館型1名となっています。今後、新システムが導入されるにあたっては、子育て関連サービスの利用に関して、個人の受給権が確立することを踏まえ、利用者の自己決定のための情報提供やサポート、情報弱者など配慮を要する家庭への支援が欠かせないと考えられます。

また、経済的な事業や親な精神的サポートが必要と思われる家庭、子どもの発達に心配があつて支援が必要な家庭などが増えてきています。センター型、ひろば型の人員配置については、通常の配置に加えて、研修を受けた専任の子育て支援コーディネーター1名の設置が必要であると考えています。さらに大規模加算として、一日平均50組を超える利用者がある地域子育て支援拠点については人員配置の加算をおこなうことを提案します。

2) 研修の必要性

子育て家庭に近いという当事者性のみならず、今後ますます求められる地域子育て支援の意義と役割を理解し、家庭に寄り添い必要な支援につないでいくためにも、幅広い研修が必要です。義務づけが難しいとしても、努力義務は課していくべきと考えます。

地域子育て支援拠点において、多様な民間／公的な子育て支援メニューの中から、各子育て家庭がどのようなサービスをどう選択すれば良いのかをサポートするには、専任の子育て支援コーディネーターを設置し、安定的な財源で支える必要がある。



3. 放課後児童給付について

新システムにおいては、小学校の放課後の遊び場と生活の場の保障をはかるため、**個人に対する権利保障**を強化する方向性で、サービス量が増えることを期待しています。現状は、市町村によって実施の有無、最低基準や運営内容に大きな差が生じています。保護者の就労支援また、子どもが外でいきいきと主体的に遊び挑戦できる環境を保障する観点からも、抜本的に量的拡充とともに、より内容を重視したスタンダードの確立を目指すべきだと考えます。

子どもへの関わり、保護者支援、学校連携など現状の現場の困難さを考えると、**指導員の待遇改善**が必須です。また、利用料などが高すぎることで、必要度が高い子どもや家庭が排除されない仕組みが必要です。

「放課後児童給付（仮称）について」、「一時預かり等について」 に対する意見について

平成 23 年 2 月 21 日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー
高知県知事 尾崎正直

■放課後児童給付（仮称）について

（基本的な考え方）

- 単なる保育サービスの提供という視点だけでなく、子どもの放課後の生活や学びをより充実させるといった視点に立った仕組みにすべきと考える。

（基準の設定）

- 児童数や利用者のニーズなど、それぞれの地域において状況が異なっていることから、全国一律の基準を設定するのではなく、地域の実情に応じてサービス給付を確実に提供することができるよう、地方が裁量と創意工夫をもって担うことが可能な仕組みにすべきと考える。

（サービスに要する費用の保障）

- 人口減少地域等にある小規模の放課後児童クラブにおいても、安定的な運営ができるようにするとともに、サービス内容（利用料、指導員の配置、支援内容など）に応じた費用を保障する仕組みにすべきと考える。
- また、質の充実に要する費用も含めて保障する仕組みにすべきと考える。

（都道府県の役割）

- 現行の放課後児童クラブでは、設置状況やサービス内容が地域によって異なっており、今後量的拡大及び質の確保を図っていくためには、例えば、サービスの提供に関する市町村への支援や指導員の研修など、都道府県の役割は重要であることから、その役割を具体的に位置付けること。

■一時預かり等について

(一時預かり、地域子育て支援事業)

- 地方が、地域の実情に応じたサービス給付を、裁量と創意工夫を持って担うことができるような仕組みにすべきと考える。
- 財源については、今後増大すると見込まれるものも含め、地方が安定的に、責任を持ってサービスを提供することができるようにならるべきであると考える。

(妊婦健診)

- 特定不妊治療費や乳幼児医療費の助成も含めて、国が担う全国一律のサービス給付として、国の責任において所要の財源を措置すべきと考える。

子ども・子育て新システムの検討に関する

全国保育協議会の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(以下「基本制度案要綱」)に示されている「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会」を実現するという基本に戻り検討するべきです。

1. 児童福祉としての役割を維持するべき

新システムと「こども園(仮称)」は、子どもの最善の利益の確保や子どものセーフティネットなど「児童福祉」の機能を守るものではなくなりません。これまで保育所が果たしてきた機能・役割を確実に継承するべきです。

2. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

新システムは、真に「こども園(仮称)」の利用が必要な人が利用できる制度とすべきです。そのためには、「保育を必要とする」人が優先的に利用できる制度とすべきです。

3. 利用の障壁となる内容は認めるべきではない

経済的な理由や障害があることなどによって利用が妨げられることのないよう、「応諾義務」を明確にするとともに、利用の制限につながる「上乗せ徴収」は認めるべきではありません。

4. 就学前の時期は 3 歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

就学前の時期(乳幼児期)は、「子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うべき重要な時期」(保育所保育指針)です。発達の連続性や個人差を配慮した関わりを確保するために、満 3 歳で分ける制度とすべきではありません。

5. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき

新システムの導入は、恒久的・安定的で十分な量の財源確保が不可欠です。新たな制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべきです。

6. 市町村の関与を法で明確に定めるべき

日本のどこに生まれ育っても等しく子どもの育ちが保障されるように、基本制度案要綱に記載された市町村の責務を具体的に、かつ明確に法で定めるべきです。

7. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

12 月 28 日の基本制度ワーキングチームで提示された内容に加え、グループの小規模化、保育士の研修権・教材準備時間、開所時間中の保育士配置の確保等、質の充実が実現されなければなりません。

放課後児童給付(仮称)および一時預かり等に関する全保協の意見

1. 放課後児童給付(仮称)について

(1) 放課後児童クラブの質的・量的拡大

子どもの育ちの連續性を保障するため、就学後においても養護を必要とする子どもの育ちを保障する必要がある。必要としている子ども(小1～3の子どもだけでなく、小4以降も)に質の確保された養護の提供をはかるため、放課後児童クラブの質的・量的拡大が急務である。

(2) 質を確保するためのナショナルミニマムの設定

放課後児童クラブには最低基準がなく、厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」で「児童1人あたりおおむね1.65m²の面積を確保することが望ましい」と規定するにとどまっている。長期休暇中等は朝から夜まで放課後児童クラブで過ごす子どものことを考慮し、子どもの動作環境等の保障する視点から、少なくとも活動するスペースとして必要な面積の保障と、体調不良の際に静養するスペースをわけることのできる環境設定が必要である。

とくに、指定基準を設定し、指定制を導入するのであれば、国として子どもに保障する環境である最低基準(ナショナルミニマム)の設定が必要不可欠である。

(3) 子どもの安全・安心を保障する環境の構築

必要とするすべての子どもが安心して放課後を過ごすことができるようにするためには、事業継続を可能とする仕組みとすることが不可欠であり、そのための財源の裏づけが必要である。また子どもの安全・安心を保障するため、耐震対策や事故対策、感染症対策を図る必要がある。

(4) 適正規模の設定とそのことが実際になりたつ仕組みの構築

「放課後児童クラブガイドライン」では「集団の規模はおおむね40人程度が望ましい」とされているが、実際には指導員の不足や規模をわけるための環境整備が難しいことなどから、大規模な放課後児童クラブが減少できない現状がある。子どもの安全・安心を図るためにには、少なくとも小学校の学級人程度の規模にする必要があるし、中教審の学級の小規模化の議論と連動させ、放課後児童クラブの小規模化も検討する必要がある。また、そのためには小規模化を図ることを可能とする運営費の保障が必要不可欠である。

(5) 指導員等従事者の処遇改善

放課後児童クラブの指導員等従事者の多くは非正規雇用であり、働く条件も劣悪な状況にある。放課後児童クラブの質の確保を図るためにには、子どもの命を守り、情緒の安定を図り、家庭や学校と連携をするという重要な役割を果たしている指導員等の処遇改善を図る必要がある。

2. 一時預かり等について

(1) すべての子どもへの良質な成育環境の保障の視点

一時預かり事業等、保育を必要としない子どもに提供される事業と、「こども園(仮称)」で提供される幼児教育・保育の保障を、すべての子どもへの良質な成育環境の保障の視点に立ち、制度の狭間に落ちる子どもが生じないよう制度構築を図る必要がある。

(2) 一時預かり事業がなりたつ仕組み

「こども園(仮称)」の利用と一時預かりの利用は、その主たるニーズが異なるだけではなく、保育としての関わり方も違うため、サービス供給のあり方についてもそれぞれを配慮して検討すること。なお、一時預かり事業を利用する子どもとその保護者の状況把握には、経験豊かな保育士の配置が必要であるため、一時預かり事業がなりたつ仕組みとそのための運営費の保障が必要である。

「放課後児童給付（仮称）」および「一時預かり」等に関する連合の考え方

日本労働組合総連合会
総合政策局長 中島 圭子

1. 「放課後児童給付（仮称）」について

（1）放課後児童クラブ（学童保育）制度の確立について

- 放課後児童クラブ（学童保育）を児童福祉法第7条の「児童福祉施設」に加えるとともに、市町村に実施義務を設け、法制度上明確に位置づける必要がある。また、利用対象児童についても、「保護者が就労等により昼間家にいない小学1-3年生」など、規定に盛り込む必要がある。
- 市町村に実施義務を設けることにより、継続的かつ一貫した調査・統計の整備をおこなう。
- 現状の「放課後児童クラブガイドライン」では法的拘束力が無いことから、面積、施設・設備、保育時間、指導員の配置基準、指導員の資格などに関わる最低基準を設け、質・量の向上を早急にはかるべきである。更に、対象児童、集団規模、開所日数、開所時間、職員待遇についても規定し、質量にかかる基盤整備を確実に行う必要がある。
- 「運営基準」は「子ども指針」に規定してはどうか。
- 学齢期の子どものニーズには、地域差、個人差、成長段階に応じたニーズや個性等があることから、実施事業の内容については自治体及び実施事業者が最低基準をもとに柔軟に設計できることが望ましい。

（2）放課後児童クラブの利用保障について

- 保育との連続性を考慮した、基準の設定が必要である。
- 障がい児の利用保障の観点から、障がい児を受け入れ可能な最低基準の設定が必要である
- 小学4年以上については、要保護児童など必要かつ特に希望する児童とすべきではないか。
- 利用手続きは、「市町村との契約」「直接契約」「斡旋・調整・要請」など複数のアクセスルートを整備する必要がある。

（3）放課後児童クラブの指導員の待遇改善等について

- 職員の資格要件を制度上に位置付けるとともに、待遇改善、及び人材確保と定着をはかる必要がある。（現行法制及びガイドラインには、指導員資格及び待遇にかかる規定はなく、職員の半数が年収150万円未満、非正規職員割合が7割を超え、人材が定着しない。結果、人材確保が極めて厳しい状況）
- 職員配置は、児童30名に付き1名以上、1施設で2名を下回ってはならない。障害児等の受け入れについては、加配等のオプションが必要になる。

（4）財政措置について

- 現状では、奨励的補助金の水準が”実質的な最低基準”となっている。(1)のとおり最低基準を法制度上に位置付け、義務的経費として公費を投入する必要がある。

（5）その他

- 現状の各施設の状況を踏まえ、基準を満たす施設への移行には5年程度をかけ、財政的支援も行う必要がある。（移行の方法については、自立支援法における小規模作業所など先行モデルがある）
- 量的拡大に際し、受け入れ施設（ハード）の整備が困難な場合には、小学校の空き教室や公的施設の利用がスムーズにできるよう条件整備をはかるべきである。

2. 一時預かりについて

- 一時預かりは、緊急かつ一時的な預かりを必要とする場合やレスパイト等を目的としたニーズの受け皿として、市町村事業として位置づけるべきと考える。
- パートタイムで働く親が、恒常に一時預かりを利用しているケースなどは、「こども園（仮称）」を受け皿とする。
- 権利性の範囲や量の確保、設備、人員配置、保育内容などは、一定の基準を省令等で規定した上で、一定の公費補助を投入する。

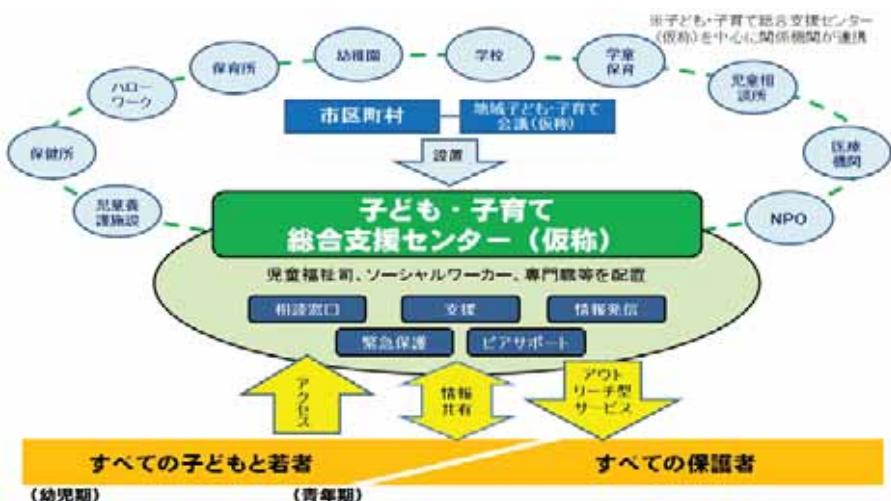
3. 妊婦検診について

- 「新システム」に妊婦検診を位置づけ、制度の安定化および公平化をはかることは評価する。母子保健法第13条を改正し、市町村事業として実施を義務付けることが望ましい。
- 対象範囲については、母子保健法による妊娠婦とし、地域間格差の見られる検診回数や検査項目については一定の実施基準を設け、居住地域に関わらず平等な受診機会を提供する。
- 現行、地方交付税と補正予算で実施されているが、新システムに位置付け、安定かつ恒久的な財源として措置する必要がある。
- なお、安心・安全な妊娠・出産のために、妊娠婦検診費用を含む妊娠・出産に関わる費用は健康保険適用をはかるべきであり、今後、費用の検証や公定価格の考え方等について関係審議会等と連携し検討を進める必要がある。

4. 地域子育て支援事業について

- 相談、訪問支援、地域子育て資源の活用支援、見守り、居場所づくりなど、新システムの中で市町村事業と位置付け、身近な地域で多様なサポートが受けられることが望ましい。

（参考）連合「子ども・子育て総合支援センター（仮称）」構想



以 上

平成 23 年 2 月 21 日

幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する意見

全日本私立幼稚園連合会

1. これまでの幼稚園の役割を尊重するとともに、地域の実情や保護者のニーズに応じた多様な選択の保障を求めます。
2. こども園（仮称）については、幼児教育の位置づけの明確化が必要であり、中央教育審議会における十分な審議を求めます。
3. 「待機児童の解消策」や「人口急減地域・過疎地域対策」については、できるものから早急に施行することを求めます。
4. 指定制については、私学の建学の精神の尊重を求めます。
5. 現行よりも確実に質の高い幼児教育や保育を実践できるだけの財源の確保を求めます。
6. 子ども家庭省（仮称）創設の検討については、幼児期の教育から小学校以降の教育との連携・接続を考慮して、十分な国民的議論を求めます。

以 上